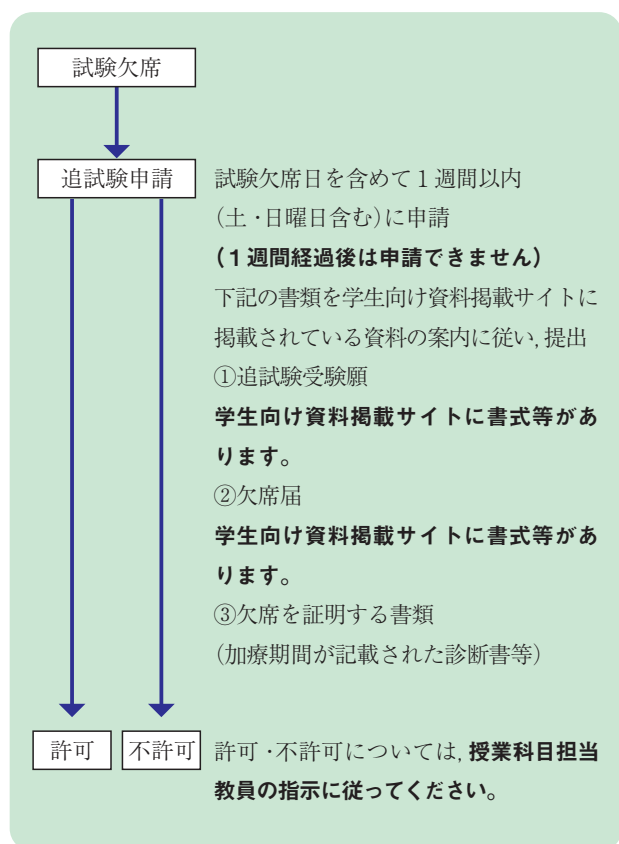


理 由	欠席を証明する書類
病気で受験できなかった場合	加療期間が明記された診断書等
親族の死亡などで受験できなかった場合	会葬礼状等
就職試験で受験できなかった場合	試験日時が明記された通知等
交通機関の運休、遅延などで受験できなかった場合	交通機関で発行される遅延証明書
教職関係の教育実習・介護等体験などにより受験できなかった場合	教務課で日程等を把握していますので申し出てください。
その他、災害など本人の責任でない、やむを得ない理由で受験できなかった場合	教務課までご相談ください。

追試験の手続きは次の図に従ってください。



●試験場での心得について

- ① 学生証は、机上の見やすいところに置いてください。
- ② 試験監督者の指示に従ってください。
- ③ 私語や疑惑を招くような態度をとらないでください。
- ④ 許可されたもの以外の携帯品は、カバン等にしまってください。
- ⑤ スマートフォン等は必ず電源を切り、カバン等にしまってください。

●無効答案について

学生番号、氏名の記入がない答案、履修登録をしていない授業科目を受験した場合には、答案は無効となります。

●不正行為について

試験等における不正行為

不正行為とは次の行為をいいます。なお、試験終了後又は採点の際に発覚したものも含まれます。

(試験等)

- ① 替え玉受験又は身代わり受験
- ② 答案用紙交換行為
- ③ 氏名不正記入受験
- ④ 複数人が関わる不正行為を主導した場合等
- ⑤ カンニングペーパーを使用する行為
- ⑥ 机等にあらかじめ書き込みを行う行為
- ⑦ 参照を許可されていない教科書、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル機器等の電子機器類を使用する又は貸借する行為
- ⑧ 他人の答案を書き写す行為
- ⑨ 答案を持ち出す行為
- ⑩ 他人と相談して解答する行為
- ⑪ 他人の答案や論文等を盗用する行為
- ⑫ その他、試験監督の指示・注意に従わない行為等

(レポート課題)

他人のレポートを盗用する行為

不正行為は、次のように取扱われます

- ① 日本大学学則第76条、第77条により懲戒となります。
- ② 試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生は、その懲戒の種類にかかわらず、原則として**1Qまたは2Qに処分を受けた場合は、1Q及び2Qに履修しているすべての科目(通年科目含む)、3Qまたは4Qに処分を受けた場合は、3Q及び4Qに履修しているすべての科目(通年科目含む)を無効とします**(但し、実験・実習・実技・ゼミナールは、不正行為に対する無効対象から除きます)。
※実験・実習・実技・ゼミナールで不正行為を行った場合は、当該科目も含めて無効の対象となります。
- ③ 処分については学内に掲示をもって周知するものとします。

5 成績の評価について

成績は、授業科目ごとに試験やその他の方法によって判定されます。

合格した授業科目には、所定の単位数が与えられます。なお、成績はクォーターごとに発表され、ポータルシステムにて所定

の期間内であれば確認することができます。

注) 単位が一度付与された授業科目については、成績が不本意でも再びその授業科目を履修することはできません。

① 成績評価基準

		点 数	評 価	係 数	内 容	成績証明書
判 定	合 格	100～90点	S	4	特に優れた成績を示したもの	S
		89～80点	A	3	優れた成績を示したもの	A
		79～70点	B	2	妥当と認められたもの	B
		69～60点	C	1	合格と認められるための成績を示したもの	C
	不 合 格	59点以下	D	0	合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	—
無 判 定		—	E	0	履修登録をしたが評価を受けなかったもの	—
		—	P	—	履修登録後、所定の履修中止手続きを取ったもの	—
		—	N	—	修得単位として認定になったもの	N

※成績評価は点数から導き出されますが、履修登録をしたが評価を受けなかった場合、点数はありませんが評価は**E**となり、該当する係数は0となります。

② GPA

GPA (Grade Point Average) は、卒業研究を含めた学科の課程修了に係る授業科目（卒業要件に算入できる科目）すべてを対象として、授業科目ごとの成績評価を5段階（**S・A・B・C・D**）で判定し、それぞれに対して4・3・2・1・0の係数を付与し、係数に各科目の単位数を掛けてポイント数を計算します。そのポイント数の総計を総履修単位数（**D, E**の単位数も含める）で除して全履修科目の平均値を算出したものがGPAとなります。GPAは小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2

位までを有効としています。なお、**P**（履修中止）、**N**（認定科目）はGPAに算入しません。

また累積GPA^{*}の算出にあたって、不合格になった科目を再履修した場合には、新しい成績に置き換えて再度計算をします。ただし、途中で履修中止をした場合には、直前の成績が有効となります。

※ 学期ごとに算出する値を学期GPA、通算の学期で算出する値を累積GPAと呼びます。

$$\text{GPA 計算式} = \frac{(4 \times \text{Sの修得単位数}) + (3 \times \text{Aの修得単位数}) + (2 \times \text{Bの修得単位数}) + (1 \times \text{Cの修得単位数})}{\text{総履修単位数 (D, Eの単位数も含める)}}$$

GPAの計算例

科目名 (例)	体育	社会学	微分積分学 I	物理学 I	経営管理	合 計
単位数 (a)	1	2	2	2	2	9
評 価	A	S	D	B	S	—
係 数 (b)	3	4	0	2	4	—
ポイント数 (a × b)	3	8	0	4	8	23
GPA	23 (各科目のポイント数合計) ÷ 9 (各科目の単位数合計) = 2.56 (小数点第3位四捨五入)					

※不合格科目（評価**D**）や履修登録をしたが評価を受けなかった科目（評価**E**）は係数0点となり、GPAが下がってしまうので、安易な気持ちでの履修は避けましょう。

③ 履修中止手続き

GPAは**D**や**E**評価の成績も含めて計算されるので、それらの評価を受けた科目がある場合はGPAを下げる大きな要因となります。授業開始後1か月程度授業を履修し、履修を中止したいと判断した科目については、定められた期間内において履修中止手続きを認めています。この場合の成績評価は**P**となり、GPAの算出対象外となります。なお、履修中止した科目も年度内の履修上限単位に含まれるため、履修中止した科目の替わりに他の科目を登録することはできません。

履修中止の手続きをする場合は、学期始めのガイダンスで伝達される期間に所定の手続きにより行ってください。それ以降は原則として履修中止を許可しません。

なお、事故・疾病等のやむを得ない理由により履修中止手続き期間以降に履修中止手続きをする場合は、手続き遅延を証明する書類（オリジナル）を添付の上、教務課に申し出てください。

④ 評価D, E, Pの取扱

評価が**D, E, P**になった授業科目の成績は、成績通知書にはそのまま記載されますが、成績証明書には記載されません。

また、これらの授業科目を再履修して合格すれば、その成績が成績通知書と成績証明書に記載されます。

各学科のクラス担任及び学務委員会委員が履修指導や相談に当たります。（問い合わせ先：各学科・系事務室）